# 一受給対象となる人

すべてに該当する人が対象です。 平成29年7月1日現在で次の①~⑤ ①身体障害者手帳1~3級、療育手 ②市民税が非課税で、公的年金およ び手当て(※)の支給を受けてい ずれか交付を受けている人 帳、精神障害者保健福祉手帳のい

④施設に入所していない人 ③1年以上市内に住所を有している人

⑤生活保護を受給していない人

児福祉手当、特別児童扶養手当、 老齡基礎年金、老齡厚生年金、共 金、恩給、特別障害者手当、障害 年金、遺族基礎年金、遺族厚生年 済年金、障害基礎年金、障害厚生 「公的年金および手当て」とは、

# 一申請に必要なもの

児童扶養手当、児童手当など

- 心身障害者福祉金支給申請書 地域福祉室にあります) (福祉課および各支所地域振興課
- 振込口座の通帳
  - 問い合わせ **5**3 · 2 1 1 1

### ■福祉金の額

### 【身体障害者

2 級 3 級 **1** 級 5万円 **4**万円 3万円

### 知的障害者

B 判定 A 判定 5万円 3万円

### **|精神障害者**

5 万 円



#### または各支所地域振興課地域福祉室: 福祉課福祉政策室 (内線247)

# ■利用できる人

3万円 4万円

①身体障害者手帳1~3級の交付を 受けている人

※一定以上の所得があると助成停止 ②療育手帳Aの交付を受けている人 となります

※現在受給者証をお持ちの人に、8 月末までに新しい受給者証を送付

## ■助成の受け方

医療機関の窓口に提示することで、一 「受給者証」を健康保険証とともに

部負担金だけの支払いとなります。

重度心身障害者医療費助成制度

(県

### 一部負担金

医療機関ごとに月ごとで 来 1回 530円 (月4回まで負担

訪問看護 1日 250円 1日1200円

※調剤薬局へ支払う額は無料です

※転入してきた場合は、申請が必要と

なります。詳しくはお問い合わせく

が優先されます。

軽減制度が受けられる場合は、そちら

自立支援医療など、ほかの医療費の

療費を助成する制度です。

認定証を持っている人)、訪問看護医 入院時の食事療養費(標準負担額減額 障)は、重度心身障がい者の医療費や

### ■医療費の払い戻し (償還払い)

②入院時生活療養費(住民税非課税 ③県外の医療機関 ①治療用装具を購入したとき 世帯の場合)を支払ったとき



問い合わせ または各支所地域振興課地域福祉室 53 - 2 1 1 福祉課福祉政策室 (内線245)